

# コミュニティ備品貸出し要領

(趣旨)

第1条 この要領は、コミュニティ活動の活性化を図るため、テント、餅つき用具、お神輿及び法被（以下「コミュニティ備品」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できるものの範囲)

第2条 コミュニティ備品を使用できるものは、市内で地域的な共同活動を行っている団体又は市内に事業所を有する法人その他の団体であって、その使用の目的が営利活動、宗教活動及び政治活動でないものとする。

(貸出料)

第3条 コミュニティ備品の貸出料は、無料とする。

(届出)

第4条 コミュニティ備品を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、使用する日の属する月の2ヶ月前の初日から使用する日の14日前までにコミュニティ備品借用願を市長に提出しなければならない。ただし、当該期間を経過した場合において、コミュニティ備品が使用されていないときは、当該借用願を提出し、コミュニティ備品を使用することができる。

(貸出の調整)

第5条 市長は、前条の期間までに2以上の使用者から、同一の使用日において同一のコミュニティ備品の保有数量を超える貸出しの届出があった場合には、先に届出のあった使用者と協議し貸出の調整を行うことができる。

(貸出及び返却)

第6条 コミュニティ備品の貸出し及び返却を行う時間は次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではない。

(1) 白井市の休日定める条例第1条第1項各号に定める日 9時00分から16時30分まで

(2) 前号以外の日 8時30分から17時15分まで

(遵守事項)

第7条 使用者は、コミュニティ備品を紛失、損傷した場合、使用中に事故が発生した場合及び届出の内容に変更があった場合は、速やかに市長に報告するものとする。

2 使用者は、故意又は過失によりコミュニティ備品を紛失又は損傷した場合は、その賠償を負うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月16日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。